

# 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第13回） 議事録

1. 日 時：平成28年1月21日（木）10:30～11:55

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1214特別会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理 国際担当（The Japan News主筆）
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	ジャーナリスト

（オブザーバー）

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー

（内閣府）

酒井 庸行	内閣府大臣政務官
西川 正郎	内閣府審議官
福井 仁史	内閣府大臣官房審議官
森丘 宏	内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

- 資料1 国内類似施設調査報告
- 資料2 国立公文書館の利用環境等についての有識者のご意見（要旨）
- 資料3 国立公文書館の組織の在り方について
- 資料4 国立公文書館における外部有識者及び民間の活用
- 資料5 平成28年度公文書管理関連予算案について

○老川座長 それでは、定刻になりましたので、会議を開催したいと思います。「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」は今回で13回目ではありますが、今年初めてということですので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。また、本日は酒井大臣政務官にも御出席をいただいております。それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、昨年12月に行いました国内類似施設調査について報告をいただき、その後、国立公文書館の組織としての在り方、既存施設との関係などについて、御議論をいただきたいと思います。最初に、国内類似施設調査の概要について、事務方から報告をお願いします。

また、今回の調査には、井上委員、斎藤委員、松岡委員、尾崎オブザーバーにも、一部御同行をいただきまして、誠にありがとうございました。皆様からも、事務方の報告に補足するような御意見、御発言があれば、遠慮なくお話いただきたいと思います。

○福井審議官 資料1をお開きください。1ページ目に一覧表がございます。昨年秋から委員の御参加もいただきながら、以下の視察に行っていました。まず、四日市公害と環境未来館は、四日市市の市立施設ですが、昨年の3月に開設され、色々と新しい試みをしておられるということで視察させていただきました。次に、三重県総合博物館、通称MieMuでございますが、ここは平成26年の4月に開館しておりまして、公文書館機能と博物館機能を併せ持っている組織ということで視察させていただきました。続いて、桑名市立中央図書館は、平成16年の開設ですが、我が国で初めて、管理運営についてPFI方式を用いてつくった図書館ということで視察させていただきました。次に、海上自衛隊呉史料館、通称てつのかじら館ですが、こちらはPFI事業による管理運営を行っておりますけれども、潜水艦の実物を展示に使用しているということで、展示の工夫という意味でも視察させていただきました。そして、九州国立博物館は、平成17年に開設された、日本で4つ目の国立博物館でございます。現在、国立文化財機構の施設の1つですが、国立施設による管理運営や展示への工夫という点で、視察させていただきました。それから、次の国立科学博物館は独立行政法人であり、国立施設として管理運営しております。特にデータベースの関係で色々な工夫をしているということで、視察させていただきました。また、東京文化財研究所も組織的には、独立行政法人の国立文化財機構の一部でございますが、保存・修復関係の研究機関という観点で視察させていただきました。調査に御参加いただいた委員は、右欄にあるとおりでございます。

2ページ目以降に、視察の観点とした機能ごとに報告書をまとめております。1つ目は、保存・修復の関係でございます。保存施設につきましては、各館ともそれぞれに工夫しておりますが、来館者の動線と管理者側の動線、あるいは資料の搬入動線が錯綜しないように、色々なことを考えているということでございます。事例として九州国立博物館の例を挙げております。バックヤードの施設も見学できるようなコースがあるのですけれども、収蔵庫内は一般来館者を入れられないということで、見学者用の窓を設置しています。それから、建物全体の免震性能を高めることで資料の安全性を確保しており、文化庁長官か

ら公開承認施設という認定を受けています。国宝や重要文化財を借りて展示する際は、文化庁長官の許可が必要となっておりますが、この公開承認施設は、個別の許可が不要となりますので、そのための温湿度管理や有害生物対策等、IPM対策を講じているということでございます。

右側は東京文化財研究所ですが、保存修復についての専門機関として研究を行っている機関です。特に、この東京文化財研究所に所属していた研究者は、同じ国立文化財機構に属する各国立博物館へ人事異動によって出向し、調査研究を行うという仕組みになっております。また、全国の博物館、美術館に対しても指導・助言として研究成果を還元している組織ということです。

次に3ページ目、これも九州国立博物館の例ですが、修復施設として十分な規模の施設を持っています。複数の部屋を使って修復を行っています。特に、体制としては、右側にありますが、文化財研究を行っている職員のほか、選定保存技術保存団体に委託して行っています。選定保存技術とは、例えば、掛け軸の装潢修理や彫刻品の修理といった保存技術が文部大臣により選定され、この保存技術を保持している団体は、文化庁から選定保存技術保存団体として認定されています。また、大学院生のインターンシップを受け入れて、保存修復の実務に当たらせ、人材育成にも寄与しています。

次の4ページ目から、展示・学習の関係になります。特に、展示につきましては、各機関とも非常に工夫をしているところがございます。まず、国立科学博物館では、映像の特性を活かした展示を行っています。次に、右下の写真ですが、四日市公害と環境未来館では、関係者のインタビュー映像を使い、展示の中に組み込んでいます。また、公文書を映像等の素材として活用した展示も見受けられました。続いて、左下の写真ですが、九州国立博物館では、教職員、例えば小学校の先生を経験した人などに来ていただいて、子供にアジアのおもちゃを与えて、それを楽しみながら学んでいただくといった企画を行っています。他にも、四日市公害と環境未来館では、狭い空間の中で、色々な情報を見たい人の需要に応じて、引き出し型解説というものを導入していました。

5ページ目にありますワークショップ等の学習プログラムにつきましても、各施設ごとに色々な工夫がありました。国立科学博物館では、展示を見てもらう前に、例えば標本に触らせるなどの学習プログラムを提供しています。また、四日市公害と環境未来館では、語り部といえますか、関係者に来ていただいて、講話を開催することを行っていました。他にも、桑名市立中央図書館では、「読み聞かせ会」というものを開催しています。

右側は、外へ出ていくという意味でのアウトリーチ活動です。出前授業を導入している施設もありましたが、九州国立博物館では、講師を派遣して授業をするというだけではなく、貸し出し用ツールを準備して、全国の学校を対象に提供し、特に九州国立博物館から講師が行かなくても生徒に色々なことを学ばせることができるようなセットを作っていました。

6ページ目は、特にデジタルデータベースを活用した展示の例です。三重県総合博物館

は新しい博物館ということもあり、情報検索機器を各所に配置し、来館者の需要に応じて、見られる内容がどんどん広がっていくというような展示になっていました。

また、右側は国立科学博物館の例ですが、ICカードを利用したサービスを導入しています。これは、来館の際、ICカードを受付で受け取り、自分が観覧した展示を記録させておくと、このICカードが仮のIDカードになります。そして、そのIDカードに書かれた番号を自宅や学校のパソコンから入力すると、自分が観覧した履歴を復習できるサービスです。

7ページ目は、利用促進策・来館者サービスです。これも、各施設において非常に色々な工夫をしていました。例えば、友の会の設置や年間パスポートの販売、あるいはスタンプラリーに参加して、景品を配付するというような工夫、他にも、無料ゾーンでイベントを開くといったようなことで、各施設とも集客に努めています。特に、三重県総合博物館では、開館前から色々な形でイベントを開催して盛り上げています。右側の来館者サービスにつきましては、バリアフリー施設や設備について色々取り組んでいる施設や、夜間の利用者の利便性の向上ということも考えている施設、他にも、ミュージアムショップや飲食施設を設置している施設もあります。また、建物の関係では、今回調査した施設ではないのですが、ライフサイクルコストという考え方で、維持管理も含めたトータルとして低コストになるように工夫する必要があるのではないかという御意見もいただきました。

続いて、8ページ目の運営形態・方法につきましては、PFI方式による運営を行っている施設が2件ありまして、運営に当たっての利点や困っている点を率直に教えていただきたいということで伺ってきました。利点としては、当然ながら財政的効果があるという点の他に、何らかのトラブルに対応する時に、非常に迅速に機動的に対応できるという点が挙げられていました。一方で、契約書に盛り込めなかった新規事業等が起きた場合、契約を更新することはなかなかできないので、色々なことを見越して契約をしなければいけないという意見もありました。右側は、ボランティアの活用という観点です。これも色々ところでボランティアが活動していましたが、特に九州国立博物館では、目に見える部分である展示解説や教育普及、館内案内といったところの他、バックヤードにもボランティアにどんどん参入してもらい、資料整理や企画・運営に携わってもらっています。ボランティア専用のカウンターや、ボランティアが会議、休憩するための部屋も設けています。

9ページ目の外部との連携につきましても、色々な事例があります。学校団体、大学との連携あるいは学生ボランティアとの協力、さらに、企業、民間団体との連携、海外の関連施設との連携といったようなことで、それぞれの施設で色々な工夫をしているという状況です。

○老川座長 実際に視察に参加された方々から、何か補足して御報告いただくことはありますか。

○斎藤委員 私は国立科学博物館に伺いましたので、参考までに申し上げます。どちらかというところ、この調査検討会議のメンバーとしての視点というよりも、一見学者としての感想を申し上げたいと思うのですが、年間の来館者数が200万人ということで、この数字に最

初驚きましたけれども、見終わっての感想としては、大人にしても子供にしても、極めて満足度の高い博物館だったということで、200万人という数字も十分頷けると思いました。時間が限られていましたから、見学したエリアは少なかったですが、その中で印象的だったのは、恐竜の全身骨格ですとか、動物の剥製、これは、20から30あったのでしょうか、大変躍動感溢れるものでして、大人でも十分童心に返れるものでした。それから特徴的なのは、先ほどの説明にもありましたけれども、体験させるという視点で、色々な工夫がなされていて、例えば、始祖鳥の化石のレプリカに触れたり、あるいは象牙を持って、その大きさや重さを感じることができたり、そういった工夫が随分されていたと思います。他にも、私的文書という視点で見ますと、日本人のノーベル賞受賞者の方々の直筆の論文の他にも、研究実験や子供の頃のエピソードなど、ゆかりの品々が展示されていて、偉大な科学者を身近に感じられるような工夫がかなり人気を博していました。そういう意味では、私的文書を収集して展示するということの意義というのは、大きいのではないかと思います。さらに、建物について申し上げますと、日本館は、重要文化財に指定されているようで、やはり非常に重厚な雰囲気の中で、展示品のバリューというものが底上げになっているように感じまして、やはりこういう博物館などの場合、建物というものは重要だという印象を受けました。最後に、ミュージアムショップは、オリジナリティー豊かに、色々な品が置かれていて、そういったことを含めて、国立科学博物館は、海外の一流の博物館を常にベンチマーキングして、利用者のニーズというものを汲み上げているという印象を受けました。

○松岡委員 私からは、東京文化財研究所に伺いましたので、その関連について、補足的に申し上げたいと思います。東京文化財研究所は、保存・修復の専門家が揃っているところなのですが、紙の問題で、和紙は非常にしっかりした繊維であり、修復についても、今までの長年の経験があるので、それなりの知識が備わっているのですが、むしろ近代以降のほうが難しいと。つまり、西洋紙になってからの方がなかなか難しく、同じ洋紙といっても、日本で作られるものと、欧米諸国で作られるものでは、違うらしいのです。だから、近代以降の資料の保存・修復については、却ってより難しい場合があり得るということで、実際、東京文化財研究所でも、本当に難しいものについては、国宝修理装飾師連盟というものが京都などにあるのですが、そのようなところに頼んでいるということでも、ですから、これから外部の力もある程度借りて行っていく必要も出てくるのではないかと思います。

もう一点ですが、東京文化財研究所は、昭和10年代の初めから日本美術年鑑というものを毎年出しており、中身としては、全国でどういう展覧会があったのかということの他に、美術作家の記録、例えばどういう作品を作ったのか、いつ亡くなったのかという記録を作ってきているのです。これを元にしたデータベースを作り、現在、既に公開をしているのですが、やはり、内部で色々なデータベースが、これ以外にも動いておまして、そのあたりの調整と申しますか、どういうものをうまくアピールし外へ出して見られるようにし

ていくかというところになると、どうしても内部に専門家が必要である。そのため、5年前に、それまでいなかったのですが、システムといいますか、デジタルに関する業務を担当する正規職員を採用し、3年前にもう1人、常勤に近い形の非正規職員も配置していると伺いました。このような形で対応していかないと、システムを組むにしてもデジタル化を進めるにしても、外部任せでは難しいと指摘しておられました。

○井上委員 私は、九州国立博物館と国立科学博物館に伺いました。特に印象に残りましたのは、展示・学習、特に学習の面です。九州国立博物館において、学校の先生方が博物館の展示物などを通じて教育を行うためのツールが準備されているほか、教員経験者が、アジアのおもちゃなどに触れて学ぶことのできる「あじっば」に配置され、企画にも小学校の先生が出向してきており、学習にどう役立ててもらおうかということ意識しながら、企画の充実に努めています。国立科学博物館も同様で、ワークショップのための部屋も整備されていますし、具体的にどのようなものを使い、どのようなことを学習させることができるのかということがパッケージプログラムとして提供されている点が印象に残りました。

○老川座長 大変ありがとうございました。あとは、御自由に御発言をいただきたいと思うのですが、視察についての御報告の関連で私から伺いたいことは、例えば、九州国立博物館において、選定保存技術保存団体というものがあり、色々と支援をいただいているということですが、この選定保存技術保存団体は、全国的な組織なのか、それとも地域的な団体なのか、どうなのでしょう。

○福井審議官 全国的、地域的ということで申し上げますと、全国的ということになるかと思います。東京に所在していない団体もありますが、現在、文化庁が認定している保存団体は33団体ございます。例えば、平成14年に認定されているものに、祭屋台等製作修理技術者会というのがあり、これは、祭屋台には各地に色々個性があるかと思うのですが、全国一本で修理できているということのようです。一方で、例えば、琉球藍製造技術保存会は、沖縄県に本部もあるということです。従いまして、基本的には、全国的に重要ということで認定されているようですが、地域に密着した技術については、それぞれの地域にあるということではないかと思います。

○老川座長 特に公文書館の場合、保存・修復は文書が中心になると思うのですが、現在それを実際に行っている専門の方がおられるわけけれども、なかなか手が足りない。やはり、そのようなボランティア的に活動している団体があれば、そういうところの支援を受けるなどといったことが必要になってくるだろうから、こういった組織と日常的に連絡を密にしておく必要があると感じました。

もう一つは、このような方々、あるいは既に施設の職員になっておられる方のような、保存・修復に関わる方々というのは、格別の資格というものがあるのかないのか。前回の議論にもあったと思うのですが、何か資格制度のようなものを設けて、かつ、そういう資格を取るにしても、なかなか就職先が限定されてしまい、大学で勉強させるといっても受験

生が少ないなどの問題があるでしょうが、他方で、これだけ色々な施設があり、研究者としてやっていかれる方もおられるだろうし、様々な施設に応援に行かれる方もいらっしゃる、汎用性といいますか、他の分野でも活躍できるようなことをすれば、人材も少し集まりやすくなるのかなと思いますので、そのあたりも、今後の検討課題になるのではないかという印象を、伺っていて感じましたので、申し上げたいと思います。

○永野委員 質問なのですけれども、国立科学博物館の年間の来館者数が200万人という話を聞き、本当に驚いたのですけれども、これは、立地条件がいいというのが1つあるかと思えますけれども、実際に見て、聞いて来られて、どのように感じられたか、教えていただきたいと思います。例えば、新しい建物があつたときに、国会に来る学生さん達をうまく誘導してという話もありましたけれども、国立科学博物館自身は、団体として見に来るとか、そういうことを含んでいるのでしょうか、それとも個人で来館したと考えていいのでしょうか。

○斎藤委員 私は初めて伺ったのですけれども、実は、私の子供たち、孫たち等に聞いてみると、皆リピーターで行っているのですね。ですから、私の印象では、団体客云々についての努力というよりも、展示品の魅力で、かなりの人たちが年間でもリピーターとして行っているという印象がございました。

○森丘課長 資料1の5ページ目の左下に国立科学博物館の写真がありまして、ここは40人規模の実験室で、1クラス分だというふうに説明をいただいております。この実験室では、象牙に触れて、実物の匂いや穴を体感してもらうといった趣旨を込めて説明していると伺いましたので、そういった学校のクラス単位で来館して、回ってもらうというようなものもあります。一方で、当日もかなり多くの個人の方や御家族でいらしているなという印象を受けました。斎藤委員が仰ったように、観覧するものがたくさんありますので、1回ではおそらく見終われないということで、何度も来られている方が多いのかなと思います。

また、資料1の6ページ目の右上に、データベースを展示内容についての理解促進に活用という項目があります。来館した際、資料右下の写真にあるような、常設展示室に配置されたディスプレイで色々な動画などを見られるのですけれども、その動画などは、自宅にICカードを持ち帰ることで自宅でも見られますし、再度国立科学博物館に来ても見られるという、そういう立体的な展開をしているという印象を受けました。

○永野委員 国立科学博物館の場合は、人が集まってきやすいものがあると思うのですけれども、我々の場合、何で人を魅了するかというのを考える必要があると思いました。もう一つ質問をよろしいですか。資料1の5ページ目の上のところに、アウトリーチの問題があり、出前授業などが書いてあります。四日市公害と環境未来館などは、私も何となく出前授業のイメージがあるのですけれども、九州国立博物館で行っている出前授業というのは、具体的にどんなことをやっているのでしょうか。

○福井審議官 アジアの子供たちが、どんなものを使って遊び、どんな勉強をしているの

かといったようなことを、日本の子供たちにもやらせてみるというようなことが、授業の一つとして行われていたと認識しています。

○老川座長 もう一つ伺いたいのですが、PFI方式を活用されている施設が幾つかあるのですが、どういう分野で活用しているのでしょうか。施設によって、色々違うのでしょうか。

○福井審議官 桑名市立中央図書館の場合ですと、図書館業務をPFI方式でお願いしています。一方で、最初の契約の際に図書館業務として入りきらなかったもの、例えば、資料1の5ページ目にあります「読み聞かせ会」などは、PFI方式ではなく、市の直営で行っていますので、図書館業務として最初から整理できたものをお願いしていることになると思います。また、海上自衛隊呉史料館は、基本的には施設管理についてPFI方式でお願いしています。

○老川座長 例えば、資料の「約22%の経費節減」というのはどこの話ですか。

○福井審議官 桑名市立中央図書館です。

○老川座長 図書館業務というと、本体の業務のような感じがするのですが。

○福井審議官 図書館をお任せしているということです。

○菊池オブ PFI方式というのは非常に魅力的なのですけれども、一方で、運用をうまくやらなければならないと思います。例えば、佐賀県の武雄市などは、図書館をPFI方式でやったところ、図書の収集なども、何年も前のイヤブックのようなほとんど価値のないようなもので收藏図書が埋められたなどということも聞きますし、公文書館についても、管理委託方式を行っているところについて聞きますと、やはり、人材の導入までPFI方式で任せると、職員の技能向上、養成という面で、研修などの長期計画を立てて人材を育てるという面になかなか手が回りかねる、手抜きされるとというような話をよく聞くので、PFI方式を、単なる経費節減のための施設の管理程度であればいいかもしれませんが、運営においてどこまで導入するかということは、随分慎重に考えなければいけないのではないかなという感じはしております。

○老川座長 そのあたりの仕分けの問題、やはり、PFI方式というと、普通はショップや少し休憩できるカフェテリアのようなものなどが多いのではないかというイメージで、私は感じていたのですが、いずれにしても一つの検討課題になると思います。

続きまして、次の議題、国立公文書館の組織としての在り方、既存施設との関係などについてのテーマに移りたいと思います。事務局から、御説明をお願いします。

○森丘課長 資料2以降について御説明いたします。まず、資料2は、国立公文書館の利用環境等についての有識者のご意見です。資料2の5ページ目に、御意見をいただいた有識者の方々のお名前を記載しております。この方々につきましては、昨年年第46回公文書管理委員会でヒアリングあるいは文書で御意見をいただいた方々であり、参考になる部分がありますので、調査検討会議でも報告させていただくという次第です。この先生方は、公文書管理法の制定前と後で、どれだけ物事がよくなったのか、あるいはまだまだ課題があるといったことについてお聞きするに当たり、公文書管理委員会の委員の方々あるいは

加藤陽子委員などにも御推薦いただきました、国内外の公文書館資料の大変なヘビーユーザーでよく知られる方々であります。このうち、井上正也先生、熊本史雄先生、清水唯一朗先生につきましては、当日、公文書管理委員会にお呼びして御意見を伺ったということでもあります。

1 ページ目に戻りまして、利用者のための施設に求められるものです。閲覧室の利用環境ですが、レファレンス担当を常駐させるなど、来館利用のメリットの向上ということの指摘があります。それから、参考図書室の整備や、利用する資料の形状や閲覧の方法に応じた設備の選択を求める指摘があります。イギリスの国立公文書館などでは、そのような工夫がされているということでありまして、例えば、閲覧時にデジタルカメラで撮影する場合は、そのような席が割り当てられて、資料の取扱いや職員によるサポートなどもあるということです。あるいは長時間でもリラックスして文書に向き合える設備ということ、長時間座っても疲れない椅子など、外国の公文書館ではそのような工夫がされているという情報がありました。付帯施設であります、カフェやレストランなどについては文書の保存に支障のない範囲で検討すべきである。また、共同研究室やセミナー室については、活用のイメージをしっかりと検討すべきということでした。

施設の立地等ですが、都内の在住者、研究者から御覧いただいて、都心であれば、来館の利用が容易で、他の公文書館や国立国会図書館などにもアクセスしやすい。一方で、つくば分館については、立地としては遠過ぎるということで、本館への移送サービスがございしますが、1回5冊までという制限があり、研究者にとっては利用しにくいというような御意見をいただいております。

ここで、少し資料に書いていないことの御紹介をさせていただきますが、この研究者の方々からは、公文書館のサービスについての評価は総じてかなり高いという印象ですので、本日の資料は課題を書いておりますが、肯定的な評価についても幾つか御紹介したいと思います。まず、公文書の移管につきましては、政治学、政治史の研究や政策研究からしますと、近年、内閣関係の資料が移管されたということは、非常に大きな進歩だったと評価いただいております。それから、デジタルカメラで文書を撮影するということについての評価が総じて高く、メリットとして感じているということです。公文書管理法施行後は、写真の掲載に関する申請手続が利用者の権利となったということで、従来、雑誌のコラムに写真を載せるといったことについても、毎回申請を立てていたものが、その必要がなくなり、時間短縮できたことで随分ストレスが軽減されたという御発言を公文書管理委員会にいただいております。他にも、つくば分館の所蔵資料につきましては、近年移管された貴重なものが少なくないという評価をいただいております。この点については、少なくとも遠方の研究者にとって、利用体制に問題があると言わざるを得ないということでもあります。この点につきましては、首都圏在住の研究者にとってすら、交通アクセスに難があることを考えれば、優先的にデジタル化を進めるといった措置が必要ではないかという御指摘もいただいております。それから、人的なサービスにつきましては、宮内公文

書館や日本銀行金融研究所アーカイブも含めまして、国立公文書館は充実したものと感じているという評価もいただいております。最後に、デジタルカメラによる撮影の許可のみならず、例えば、昼休みの退室義務の廃止ということで、昼休みも通して研究、閲覧ができるということについて、利便性が劇的に向上したという御意見をいただいておりますので、昼休みということでは、カフェやレストランと関係があるかもしれません。以上のような御意見をいただいております。

資料に戻りまして、2ページ目でございますけれども、デジタルアーカイブの関係でございます。1つ目の項目は、原本利用の必要性ということで、デジタルでの閲覧は効率が悪く、来館による原本の利用ニーズはなくなるということでございます。この点につきましても、敷衍させていただきます。公文書管理委員会で頂戴した御意見ですが、大学から国立公文書館まで片道約45分かかるといって先生がいらっしゃいました。その先生によりますと、往復の時間が1時間半になるけれども、インターネットで例えば3時間かけて画像を見るよりも、国立公文書館まで往復して、1時間半かけて原文書を見たほうが効率的だということでした。と申しますのも、その先生は、文書の内容を見るだけではなく、意思形成過程そのものの変化をまとめた、ファイル10冊、15冊といった資料群全体の中で閲覧したいと思っているということで、そのような場合、綴じられた文書を前から順番に見ていくということはありません、前に戻ったり、ファイルを飛び越えて見たりということを頻りにやっていたらということでした。そういった閲覧の場合、例えば、30ページ前の文書をもう1回見たいという場合に、公文書館に行って原文書を閲覧している場合は、しおりを1つ挟んで、そこに戻ればいわけですが、インターネットでクリックしながら閲覧する場合は、どこまで見ていたか分からなくなってしまうということがよくあり、非常に困難となるわけです。そのため、インターネットで閲覧するよりも原本を閲覧する方が効率的であるという御意見をいただいております。

資料に戻りまして、次のデジタルアーカイブの成果と課題になります。この点につきましても、非常に肯定的な評価をいただいております。1999年頃から、国立公文書館のデータベースシステムが充実をし始めたということで、研究の状況が劇的に変化したということです。それまでは、歴史学の研究というのは、なかなか政策研究に活用されてこなかったけれども、公文書を取り巻く状況が劇的に変化をしてきており、海外における日本研究のインパクトは、極めて大きなものがあるということです。例えば、お伺いした話では、昨年は第一次世界大戦100周年ということで、ヨーロッパのカンファレンスに出席して論文を執筆なさった時に、何人かのヨーロッパの研究者から、日本の国立公文書館にこういう資料があるのだから、これを使うべきだという指摘を受けたということがあったそうで、日本に対する国際的な理解においても、デジタルデータベースの整備が良い影響を大きく与えているという御意見を多数いただいております。以上が成果と課題の1つ目の項目でございます。その他に、インデックスの付与や文書の色調などについて、技術的に十分ではない部分もあるという御指摘をいただいております。

続きまして、デジタル化の方向性ですが、一般の関心が高いものや教育・学習にウエイトを置くべきという御意見の他に、デジタル公開を前提に審査を行うと、公文書館側の業務量が増大するのではないかと御心配もいただいております。

3 ページ目は、外交史料館や宮内公文書館、防衛研究所戦史研究センター等との連携です。まず、施設統合の必要性ですが、利用者、研究者の方は目的により各施設を選択しており、ワンストップで横断的に利用できるというのは、必ずしも魅力的なメリットではないということでした。他にも、統合によって各施設における現在の公開水準が低下することがないような配慮が必要であるということや、データベース化が不十分な施設については、ウェブ上のアクセス環境の改善などが必要であるという御要望がありました。それから、連携の在り方ですけれども、レファレンス等の質の高い利用者サービスを提供することに意味があるのではないかと御指摘や、修復設備の一部不十分な施設については、共同利用施設のようなことも検討する意味があるのではないかと御意見も頂戴しております。

4 ページ目ですが、1 つ目の項目である、収集に係る課題、方向性について申し上げます。まず、国立公文書館が寄贈・寄託により収集した私文書も所蔵しているということを知らない利用者、研究者もおられるということです。それから、目録を公表しないということがないよう、公文書館の組織の在り方や体制についても留意が必要ということです。また、オーラルヒストリーですけれども、組織的に取り組んでいくことが期待されるということで、この点については、公文書管理委員会において、今年度、海外の調査を行いたいと思っておりますので、そのような中で海外の事例なども調べたいと考えております。他にも、パンフレットやリーフレットについても、積極的に収集、保存すべきであるという御意見もございます。続いて、他機関・他施設との連携ですが、まず、個人文書については、他機関・施設のものを含めて、国立公文書館において、一元的にその存在がわかるようなシステムがあるとよいということです。それから、個人文書につきましては、国として資料の組織的な収集、保存が推進されれば、後世の研究に貢献するところが大きいだろうという御意見です。最後に、地方自治体の公文書館や海外の文書館が所蔵する関連資料、政治家の個人文書などに紛れ込んだ公的文書を収集、整理、提供するといった取組にも期待したいということで、その際にデジタルデータ等により収集、整理、提供することも考えられるのではないかと御意見です。

次に、資料3を御説明させていただきます。国立公文書館の組織の在り方ですが、現状、独立行政法人ですけれども、国の行政機関の場合と比較しております。現状、独立行政法人ですので、業務運営については、主務大臣が毎年度定める目標を達成するための計画に基づいて実施されており、組織の長についても、主務大臣による任命となっております。財務と定員管理の仕組みも、運営費交付金を基本にしております。国の行政機関の場合は、右側に記載のとおりです。その下の立法府文書の扱いや、人材の育成・確保につきましても、それぞれ、この会議で検討していただいているとおりです。一番下の参考ですが、公

文書管理法制定時の附帯決議で、独立行政法人組織であることの適否を含めて検討を行うこととなっております。

2 ページ目は参考ですが、外国の国立公文書館における組織形態はどうなっているかということで、一番左欄の日本は、先ほど御説明したとおりです。アメリカは、国立公文書記録管理院（NARA）があり、連邦政府の独立機関として存在しています。イギリス、フランス、ドイツですが、まず、イギリスは政府機関兼エグゼクティブ・エージェンシーということで、エージェンシーの中でもやや特別な位置づけにされています。フランスの場合は、中央と地方出先機関の中間的役割を担っており、ドイツは、連邦首相府の下に置かれていまして、それぞれ国ごとに色々な組織形態をとっております。

3 ページ目も同じく日本と外国との国立公文書館における施設の役割分担の比較です。一番左欄の日本ですが、東京の北の丸本館とつくば分館で分担しております。また、外交史料館や宮内公文書館の他に、日本銀行や大学にも国立公文書館等が置かれており、それらは国立公文書館とは別組織になっております。アメリカは、本館と新館があり、その他に大統領図書館やレコードセンターなどが各地に存在しています。イギリスは、本館がロンドンにありまして、かつては複数の施設に分散していたものを集約しているということで、スコットランドや北アイルランドは、さらに別組織であります。フランスですが、パリ、フォンテーヌブロー、ピエールフィットという3館で、所蔵資料のまとまり毎に、保存と利用、調査研究を実施しています。この他に国立海外文書館や国立労働文書館などが存在しており、さらに別組織として、国防省公文書館や外務省公文書館が置かれているということです。ドイツは、各館のコブレンツ本館、ベルリン本館、軍事公文書館など全国で9施設において、それぞれ所蔵資料のまとまり毎に保存と利用を実施しているということです。また、シュタージ文書管理庁と外務省政治資料館は別組織であるといった状況であり、それぞれの国によって、様々な組織、施設で役割分担しているようです。

次に、資料4の国立公文書館における外部有識者及び民間の活用について御説明させていただきます。現在の取組ですが、外部有識者の活用として、展示に係る助言、研修講師、修了論文審査員などを外部有識者の方にお願しております。それから、民間の活用として、受付業務をお願いしているというのが現状です。今後の展望といたしましては、展示・学習の内容充実等に向けて外部の知見を活用していくことや、利用者サービスの充実に向けて民間のノウハウを活用していくということが考えられるということです。

2 ページ目は、参考として外国の例になります。フランスですが、展示の企画や、左の写真にある、子供向けの書庫見学ツアーなどにおいて、外部の有識者の知見を活用しています。アメリカにつきましては、ミュージアムショップの例を紹介しています。

次に、資料5の平成28年度の公文書管理関連予算案等について御説明させていただきます。主な内容といたしまして、(1)が国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討でして、今年度は5,000万円のところ、来年度は1億円に拡充していただいております。これは、衆議院議院運営委員会新たな国立公文書館に関する小委員会の検討状況を見なが

ら、施設・設備の具体的な内容あるいは必要な規模等に関するより詳細な調査を実施するというので、拡充を認めていただいております。(2)は人員体制の強化で、内閣府と国立公文書館を合計して12名の増員ということです。それから、その他ということで、金額は大きくはないのですが、歴史公文書等の所在把握等に係る調査研究とアジア歴史資料センターの充実について、それぞれ新規の予算がございます。

○老川座長 有識者の御意見や組織の在り方等について説明いただきましたので、説明を踏まえて、皆様方から御自由に御意見をいただきたいと思っております。

○加藤館長 資料2の1ページ目の一番下のところで、本館への移送サービスも1回5冊と制限があるという話で、実は私も知らなかったのですが、御指摘を受けて調べましたら、確かに国立公文書館の運営規則に5冊までとあり、これは、かなり昔に搬送車のキャパシティの限界があったためにこのようなことを決められたらしいのですが、今となっては意味のないものですので、即刻このルールを止めまして、利用者の御希望に応じて対応することにさせていただきます。このような硬直的なルールがまだ幾つか残っているかもしれないので、御指摘の中で、その後に直していきたいと思っております。

○老川座長 内規か何か決まっているのですか。

○加藤館長 国立公文書館の業務運営規則の中に1項あるのです。

○永野委員 御説明を伺ったときに思いついたことだけになりますが、先ほど、資料2の有識者の御意見で、デジタル化についての御意見があって、その中で利用の仕方がわかりにくいとか、数ページ戻りたいといった話があったのですが、このような分野はかなり研究されていて、いいインターフェースにするとほとんど違和感なく閲覧できるのです。やはり固まりとして見るとか、閲覧していた元のページへ戻るといったことに関してもかなり研究されているので、少しそのようなことも意識して投資して、いいソフトにしたら良いのではないかと思います。

○老川座長 それももちろんですが、同時に、資料2で意見が出ているように、原本の魅力といいますか、迫力というか、これも非常に大事だなという感じも拝聴して感じました。

それで、質問したいことがあるのですが、1つは、ごく簡単なことで、資料2の1ページ目、真ん中の「付帯施設の在り方」で、カフェやレストランは慎重に検討すべきとありますが、この「慎重に」というのは、できればやらない方がいいという意味ですか。

○森丘課長 伺った感じでは、現在の北の丸本館でもあればあった方が良いでしょうけれども、立地の関係上、毎日新聞の下まで行って食べればよいといったことで、御関心があまり高くなかったという感じです。どちらかというと、少し言い過ぎかもしれないのですが、昼休みも通して資料に目を通していたいというような印象でした。それから、色々なものを持ち込むことで、貴重な公文書に汚損等が発生した場合についても考慮しなければならないということもあります。外国の公文書館では、過去にぼやなどが起きたというような話も伺っております。

○菊池オブ 付帯施設につきましては、私の経験で申し上げますと、国立公文書館があまりにも殺風景だったものですから、私が2001年に館長になったときに、少し植栽か何かをしてはどうなのだろうと言いましたところ、植木を置いたり、あるいは食品の持込みを認めたりすると、虫が湧いたりするというので、公文書館の中にはできるだけそのような有機物は置かないようにするというのが保存上の要請ですということを言われたので、プラスチックの造花のようなものを受付などにも置いていたのですが、やはり、なかなかそのような保存上の制約があるということも御理解いただかなければいけないのだろうと思います。食堂を置くというのは、美術館でも置いているので、設置の仕方によると思うのですが、現在の北の丸の公文書館の中で食堂を置くというのはなかなか難しいのだろうという感じがします。

○老川座長 確かに御指摘のような問題点というのは、慎重に検討した方が良いと思いますが、例えば、新国立美術館などはなかなか活用されているし、それで不都合が出ているわけではないだろうから、運用の仕方によるのではないのかという感じがします。

それから、少し私が気になったのは、資料2の4ページ目の下から2つ目の項目に、国立国会図書館は政治家の個人文書、国立公文書館は官僚の個人文書というように分けられた良いのではないかという御意見があるのですが、個人的には賛成しがたいと思います。というのは、国の成り立ちや国の政策決定のプロセスといったものをきちんと保存、収集して、後世のためにも役立てようということを考えると、国の政治あるいは統治機構その他の運営は政治家だけでなく、官僚だけでもないわけで、政治家の個人文書は国立国会図書館で良いのだという理屈は当たらない。むしろ、国立公文書館に一元管理することこそ大事なことではないのかと、私は感じますので、この有識者の方はどういう御発想で仰っているのか、よくわかりませんが、少しこれは違うのではないかという気がしましたので、個人的な意見ではありますが、申し上げておきたいと思います。

ついでに、国立国会図書館の役割と国立公文書館の役割は、やはり分けて考える必要があると思うのですが、現在は国立公文書館の存在自体を知らない方もたくさんおられて、貴重な資料をどこへ預けるかということ、思いつくのは国立国会図書館というのがかなり支配的になっており、現に国立国会図書館に寄贈するという方が多いのは現実だと思うのです。しかし、国立公文書館についてしっかりしたものをつくるのだということになった場合、極力国立公文書館に集約していった方が良いのではないかと思うのですが、そのような資料収集等の機能について、国立国会図書館は一体どうなっているのか、よくわからないので、後で調べておいてください。

○松岡委員 法律の問題はさておき、現実問題として、色々な個人文書については、老川座長もよく御存知だと思いますが、国立国会図書館が受入れ先になってきたということがあります。やはり、国立国会図書館を利用する研究者の方々が積極的に搬入した事実がたくさんあるわけです。例えば、伊藤隆先生などは、お一人で段ボール箱1,000箱ぐらい搬入したということを仰っていますし、現実的な歴史の事実として、そういうことを行ってき

たという事実があるために、国立国会図書館にあれだけの資料が集まったわけです。残念ながら、国立公文書館は、今までそういった個人文書についてはノータッチでしたので、その違いがどうしても生じてしまいました。では、個人文書をこれからどうするのかといった場合には、かなり本格的な議論をしないと、なかなかそのような歴史的な経緯もありますので、簡単にはいかないのかもしれないという気はします。

○内田委員 資料3で国立公文書館の組織の在り方が提示されていますが、この資料だけでは組織の外形的な比較がされているだけで、国の行政機関なのか、少し独立した機関なのか、議論が先に進まないという感じがします。この調査検討会議で組織の議論をすれば、これまで新しい国立公文書館の色々な機能の議論がされてきたと思うのですが、その機能を支える組織として、どこが問題で、どうしないといけないのかという議論の展開だと思うのです。そのような目で考えてみると、もちろん、展示、利用というのを中心に議論をしてきたのですが、それもやらなければいけないのだけれども、展示、利用を支えるものとして、一つは展示のバックボーンになるような研究の必要性ということ、加藤委員は随分仰っておられたような気がします。そうすると、研究を支える組織であるのかないのか、それをどうしていくのか、それから、同じように展示をするのであれば、企画をする機能やそれを支える組織があるのかないのか、それをどうしていくのかということがあると思います。

もう一つは、ネットワークのハブという議論があったと思います。国内外の公文書館とのネットワークもあるし、色々な研究職という専門家とのネットワークや、前は国民とのネットワークの議論もされたと思うのですが、そのようなネットワークのハブとしての役割が期待されているけれども、組織としてどう受けていくのかということも議論しなければならないのではないかと思います。その時にありました、外部の活用ということももちろんあるのですが、コアになる部分はやはり中にないと、組織としてのストックになっていかない、あるいは組織の力量アップに繋がっていかないと思います。そして、コアになる部分には、先ほど申し上げた研究や企画、ネットワークのハブなどがきつと必要となるのですが、現在の国立公文書館の組織図を見ている限りでは、実際はやっておられるのかもしれないけれども、少なくとも外形的に見ている限りでは、そのようなところを担っているところがあるようには思えないという視点です。

2つ目は、特に私的文書の収集の話が随分出て、本日も出たと思うのですが、少なくとも法律を見る限りにおいて、公文書管理法にそのような概念はないですし、それから国立公文書館法というのは、移管を受けた後の保存と利用のことは定めているけれども、収集のことは定めていないと思うのです。ですから、松岡委員から、十分な議論が必要であるというお話がありましたが、公文書管理法も含めて、現在の国の施策体系の中で、そのようなものが位置づけられていないのだと思うのです。位置づけられていないものを、国立公文書館で本当にできるのかという気がいたします。

外形の話に戻ると、先ほど申し上げた研究や企画、ネットワークのハブという機能を入

れ込むのに、現在の独立行政法人という位置づけが妨げになるのかならないのかという点検は必要だと思います。そのような目で見てみると、資料では、国立公文書館について独立行政法人と書いてありますが、独立行政法人通則法第2条第4項の行政執行法人という位置づけになっていると思います。行政執行法人というのを見てみると「国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるもの」ということで、法律上だけ見ると、国がかなりしっかりとやらないと、そのような下で動くのだと書かれていると思います。そうだとすると、先ほど申し上げた私的文書の収集や研究は、本当に行政執行法人の範囲でできるものなのかどうかという点検が必要となりますし、それから、こういった機能を国立公文書館が強化していく、そして実際に動くためには、国も充実をする、あるいは知見をたくさん蓄えてもらわないと、ここが量的にも判断の面でも非常に貧弱であれば、今申し上げました行政執行法人の制約で、公文書館は、本当は動けないということになるのではないかと思います。したがって、組織の議論は、国立公文書館の中の議論もしなければいけないし、そこに指示する国の公文書管理の体制、役割の強化、ここもレポートで言わなければいけないのかなという感じがしています。

○斎藤委員 本日のテーマの中で、既存施設との関係ということが謳われていますので、その点で少し申し上げたいと思います。海外で公文書館を増設する場合というのは、大都市中心部から少し離れたところに、比較的規模の大きい施設をつくっていくということだと思うのですが、日本の場合は、都心の一等地につくるということ、やはり規模については、多くは望めないということを前提として考えていかなければいけないのではないかと思います。そうしますと、もし、北の丸本館とつくば分館が当然のこととして存続できるということではないならば、キャパシティの問題がありますし、それから中間書庫の必要性も今後高まってくるということから考えれば、北の丸本館とつくば分館両方を存続させるということについては、こだわっていきたいと思います。

それから、先ほど、加藤館長が非常に善政を敷かれたので安心しましたがけれども、私はつくば分館に行ったことがないのですが、ホームページを見ますと、つくばエクスプレスで45分程度でしょうか、その後、駅から1時間に1本程度のバスの便で30分かかり、なおかつバスの停留所から15分歩かなければいけないということを考えると、先ほどの移送サービスの充実をしていただくというのは大変良いことだと思います。また、先ほども意見が出ていましたけれども、デジタル化については、そのような利便性の面からも推進すべきだと思います。

さらに、先ほど永野委員から少し問題提起もありましたけれども、やはり、新たな国立公文書館をつくった後、いかに来館者を増やすかということは大事だと思います。国立科学博物館の場合、子供の賑わいがとてもあったのですが、国立公文書館の場合は、自然体でそのような光景は考えにくいわけで、かなり積極的に子供、または小中学生に来ていただくように努力しなければいけないと思います。そういった意味では、学校の先生に社会科学の見学先の候補の1つとして積極的に売り込むといいますか、理解を求める必要がある

と思うのですが、そのためには、やはり手ぶらではだめなわけで、生徒向けの常設展ですとか、あるいは企画展といったものを考えていく必要があるわけです。その時に、現場の先生に御意見を伺ったりして、ニーズを汲み上げていくという努力が必要だと思います。そのようなことの繰り返しでネットワークをつくり、将来の来館者増に繋げていくということが必要かと思えます。

○井上委員 今のお話とも関係するのですが、若い世代の児童や生徒に利用していただくためには学校の先生を巻き込むのが、重要だと思います。初等、中等教育では、現在、アクティブラーニングが重視されており、アクティブラーニングのプログラムをどういう形で開発していくかというのが、教育の現場では重要になっている。国立公文書館のスタッフは教育の現場はわかっていないと思うので、アンケート調査などでニーズを汲み上げることはもちろん大切ですが、それだけではなく、国立公文書館のスタッフと教職員が協働することでアクティブラーニングプログラムを開発することのできる場をつくってはどうかと思えます。

また、オーラルヒストリーや、個人文書の話が先ほどございましたが、オーラルヒストリーまで集めるということになりますと、かなり大掛かりな研究体制を敷いていかなければいけないことになります。現状では日本では、おそらく学術研究としてオーラルヒストリーを収集するという位置づけになっており、科学研究費などでの申請などは多いと思います。このような研究機能も国立公文書館でどの程度担っていくことがふさわしいのか、それが可能なのか、といったことを検討していく必要があると思います。諸外国でのオーラルヒストリーの扱いについては、今年度、公文書管理委員会で調査、研究されるということですので、是非色々な情報を教えていただければと思います。

○老川座長 今仰ったように、文書を集めるということと、それをいかに子供たちを含めた多くの方々に見ていただいて、国の在り方などを考えていただくのかということの両面があるのだらうと思います。そういう意味で、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人の方が自由度が高く動きやすいのか、それとも国の行政機関という形の方がいいのか、これらは、基本的にいずれも大事な問題だと思うので、今後しっかり議論をしていく必要があると思います。松岡委員が仰ったように、今まで研究者は、あまり公文書館には大した資料がないということで、資料を探すとすれば、国立国会図書館だということやってこられたのですが、公文書館は研究者が利用するための施設でもありますけれども、そのためだけではないわけで、今まで国立国会図書館を大いに活用されてきた方々だけの発想で考えていいのかどうかという問題もあるのだらうと思うのです。そのようなことを含めて、今後、もう少し議論を深めていく必要があると思います。

したがって、現在のような組織の在り方に、どのようなメリットがあって、あるいはどのような限界があるのか、国の行政機関になった場合に、このようなメリットがあるけれども、逆にこういったマイナスもあるなど、そのあたりを事務局でも整理していただいて、それをベースに、我々として議論するということにしていってらどうかと思えます。

○酒井政務官 貴重な御意見をありがとうございます。ずっとお聞きしておりました、先ほど独立行政法人としての国立公文書館というものの在り方というお話をいただきました。国立公文書館は、国がしっかり関与し、また関与していなければいけないというお話がありました。それもそうなのですが、一般の方は、国立公文書館というものの自体を知らない人がたくさんいらっしゃいますし、どのようなことをやっているのかということ、国立国会図書館との違いというものは全く認識がないというのが実情だと思います。

その意味では、今回、新たな国立公文書館をつくる、しかも、世界に冠たるものをつくるのだという意識でおるわけですね。そこをしっかりと私たちも頭に入れながら、国立国会図書館と国立公文書館の役割の違いや、国立公文書館は公文書をしっかり集めるという歴史的なことも含めて、適切に対応していかなければいけないと思います。

今、老川座長が仰いましたように、しっかりと議論していかなければいけないということもあるのですが、現実的には、たくさんの公文書が集まってきており、それを保存するところもなくなろうとしていることもあるので、そのあたりの時間的な制約もありますけれども、しっかりと御議論いただき、調整をしながら、何とかしていきたいということも希望としてありますので、是非とも御尽力をお願い申し上げます。

○老川座長 我々は3月末の年度内に、考え方をまとめたものの報告を出すわけですが、もう1月も下旬ですから、あまり残された時間はないということで、今後どのように進めていくのか。特に場所の問題は、昨年の衆議院議院運営委員会新たな国立公文書館に関する小委員会で、A案、B案ということで、いずれも、斎藤委員が仰ったように、かなり面積的に制限のある規模にならざるを得ないようですけれども、いずれにしても、そのような場所を決めていただくに当たり、我々なりに、ある程度のイメージを持ちながら、どのような機能を持たせていくのか。また、本日の議論にも関わりますが、例えば、宮内公文書館や外交史料館、防衛研究所戦史研究センターという他の施設から全部集めるとはいえ、考え方はわかるとしても、物理的にそのようにはいかないだろうし、しかし、うまく連携をとりながら、国立公文書館に来館すれば、どこに何があるかということがわかるという程度のことは、きちんとやっておかないといけないのではないかと思います。そのようなことについて、今後、限られた時間ではありますが、議論をして整理をしていきたいと思っています。今後の進め方について、事務局から説明をいただきたいと思っています。

○福井審議官 今後も色々と御相談をさせていただかなければいけないと考えておりますが、これから、この調査検討会議としてどのような報告を出していくのかということについて、少なくとも、年度内に2回は御議論をお願いしたいと思っております。

もう一つ、今、老川座長からもございましたけれども、衆議院議院運営委員会から候補としていただいております2カ所の土地について、技術的あるいは法的にどんな建物が建ち得るのかということについて、調査を行っております。その結果を、こちらの調査検討会議の方に報告させていただいた上で、建物のコンセプトの部分についても御意見をいただきたいと思っております、そのあたりを考えますと、先ほど申し上げました2回以外

にも、さらにお願ひすることが出てくるかもしれないと思っております。そのあたりは皆様の御日程を伺いながら、事務方の準備状況も踏まえまして、また御相談させていただきたいと思っております。

○老川座長 本日は、ここで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。